

官報

号外

昭和二十九年十二月六日

○第二十回衆議院會議録第六号

昭和二十九年十二月六日(月曜日)

議事日程 第六号

午後一時開議

第一 昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
(内閣提出)

第二 昭和二十九年における台風及び冷害により被害を受けた土地改良区の起債及び借入金の特例に関する法律案(川俣清君外十四名提出)

第三 昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(大西順夫君外八十八名提出)

第四 昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(鈴木幹雄君外四名提出)

第五 地方交付税法の一部を改正する法律案(西村力弥君外七名提出)

第六 昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案外一件

昭和二十九年十二月六日 衆議院會議録第六号

島上善五郎君外一名提出公職選挙法の一部を改正する法律案を公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託するの件

一二二

午後三時二十八分開議
○議長(橋本次郎君) これより會議を開きます。

島上善五郎君外一名提出公職選挙法の一部を改正する法律案を公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託するの件(議長発議)

○議長(橋本次郎君) お諮りいたします。島上善五郎君外一名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案は、公職選挙法改正に関する調査特別委員会に付託いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(橋本次郎君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

第一 昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
(内閣提出)

第二 昭和二十九年における台風及び冷害により被害を受けた土地改良区の起債及び借入金の特例に関する法律案(川俣清君外十四名提出)

○議長(橋本次郎君) 日程第一、昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案外一件

置法案、日程第二、昭和二十九年における台風及び冷害により被害を受けた土地改良区の起債及び借入金の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事吉川久留君。

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十九年の台風第五号、台風第十二号、台風第十三号、台風第十四号若しくは台風第十五号(以下「台風」といふ。)又は同年の冷害(以下「冷害」といふ。)によつて損失を受けた農林業者に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律で「被害農業者」とは、農業をおもな業務とする者であつて、台風及び冷害による農作物又は圃の減収がその農作物又は圃の平年の収穫量の百分の三十以

昭和二十九年十二月六日 衆議院會議録第六号 昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(外一件)

上であり、かつ、台風及び冷害による農作物及び圃場の滅収による損失額がその者の農業による平年の総収入額の百分の十以上である旨の市町村長(全部事務組合又は役場事務組合のある地では、組合管理者。以下同じ。)の認定を受けたものをいい、「被害農林業者」とは、林業を営む者とする者であつて、台風及び冷害による薪炭、木材、林業用種苗その他の林産物の損失額がその者の林業による平年の総収入額の百分の十以上である旨又は台風により炭が主その他政令で定める林業施設が被災したため著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けたものをいう。

基準として政令の定めるところにより算出される額は七万円(北海道にあつては十五万円)のどちらか低い額(牛又は馬を所有する被害農業者に貸し付けられる場合には、その額に更に三万円を加えた額)の範囲内のものであること。

二 償還期限が政令の定めるところにより五年以内のものであること。

三 利率が政令の定めるところにより六分五厘以内のものであること。

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で次に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた経営資金(農業協同組合が農業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。)につき利子補給を行う場合にその利子補給に要する経費

合会若しくは森林組合連合会(以下「連合会」という。)又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行う場合にその利子補給に要する経費

三 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対し、その貸し付けた経営資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費

四 市町村が、連合会又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費

他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費

六 市町村が、連合会又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会又は農林中央金庫に對し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費

七 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該金融機関に對し補償する場合にその損失補償に要する経費

八 都道府県が、連合会又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする組合に對し当該資金に充てるために貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該金融機関に對し補償する場合にその損失補償に要する経費

合に對し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該連合会又は農林中央金庫に對し補償する場合にその損失補償に要する経費

前項第五号から第八号までの契約には、次の各号の事項を含まなければならない。

一 当該契約の当事者である組合、連合会及び農林中央金庫その他の金融機関(以下「融資機関」という。)は、当該契約により損失補償を受けた後、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に

納付しなければならぬこと。
 3 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限の到来後三月を経過してもなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合のその回収されなかつた金額とする。
 第四条 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合のその補助に係る同項各号の経営資金の総額は、八十五億円を限度とする。
 2 前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘（政令で定める場合は年三分）の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）
 第五条 第三項第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならぬ。
 2 第三項第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、その都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部をその市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じてその市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならぬ。
 （補助金の切替又は返還）
 第六条 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三項第一項第五号から第八号までの契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、その都道府県に対し交付すべき補助金の全部

若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ
 附 則
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。
 第二条に次の一項を加える。
 3 農業協同組合その他の金融機関が、被害農家等昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和 年法律第 号）第二項第一項の被害農業者者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限が政令の定めるところにより四年以内及び利率が年六分五厘以内（指定地域における被害農業者又は被害林業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、開拓地における農業経営に必要な資金として貸し付けた経営資金の償還に充てるために貸し付けられる場合は年五分五厘以内）の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。
 3 昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水

害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。
 第二条に次の一項を加える。
 6 農業協同組合、森林組合又は金融機関が、被害農業者又は被害林業者で昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和 年法律第 号）第二項第一項の被害農業者又は被害林業者者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限が政令の定めるところにより四年以内及び利率が年六分五厘以内（指定地域における被害農業者又は被害林業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、開拓地における農業経営に必要な資金として貸し付けた経営資金の償還に充てるために貸し付けられる場合は年五分五厘以内）の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資

金は、これを経営資金とみなす。
 第四項第二項但書中「第二項第三項」を「第二項第三項又は第四項第一号」を「同条第三項又は第四項第一号又は第六項」に改め
 4 昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。
 第二条に次の一項を加える。
 2 農業協同組合、森林組合又は金融機関が、被害農業者で昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和 年法律第 号）第二項第一項の被害農業者者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限が政令の定めるところにより四年以内及び利率が年六分五厘（前項第三号の市町村又は開拓地区の区域内における被害農

四

土地改良法に基きまして、農地の改良、造成等の事業を行つてゐることは御承知の通りであります。

すが、昨年に引続き今年もまた累次の台風及び冷害等の災害により、事業に必要な経費を組合員に賦課徴収することが著しく困難となつた土地改良区が少からず生じているのであります。本案は、これら土地改良区が災害のために賦課金の徴収猶予を行つた場合、そのために生じた歳入の不足を補うために区債または借入金によつて資金の調達をはかり得るよう、今二十九年度に限り土地改良法の特例を認めようとする目的をもつて提案されたのであります。

本法案は十二月四日本委員会に付託となり、同日提案者代表奥川清君より提案理由の説明を聞きまし、提案者並びに政府当局に対し質疑を行いました。詳細は会議録に譲ります。

質疑終了後討論に入り、社会党委員から賛成意見の御開陳がございました。討論を終り、採決の結果、賛成者多数をもつて否決されました。

次に、昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案について御報告申し上げます。

御承知のごとく、本年北海道及び東北地方の一部に近年まれに見る激甚な冷害がありまして、北海道のごときは

全域にわたつて被害をこうむり、作況指数を例にとつてみましても、去る十月十五日現在の農林省調査によりますと、水稲六〇、陸稻のごときは実に一五にすぎない状況でありまして、この点からも今次冷害の苛烈さを御推察願ふることと存じます。他方、台風は、八月以降、第五号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号と引続き襲来いたしました。宮崎県初め相当広汎な地域にわたつて災禍を与えていたものであります。しかも、この台風の被害地のうちには、昨年も同様水害または風水害により多大の損害をこうむつた上本年と、累年災害を受けたものが相当にござります。また特に北海道、青森、岩手等のごときは、本年の冷害に加えて台風第十五号の襲来をもちうつていふのであります。従いまして、全国的規模において見ました被害額は昨年のそれと比較して劣るとは申しません。

ものの、災害地の大部分は昨年に比してはるかに深刻な影響をこうむつていふのであります。農林業経営維持に多大の支障をきたしておられますことはもちろん、生活の維持にも困難を来している状況にありまして、一日も早くこれが救済の措置を講ずべきことはもとより当然のことと存じます。わ

が農林委員会といたしましては、これら災害の甚大なることを察知いたし、当時閉会中でありましたにもかかわらず、九州及び北海道並びに東北の一部に國政調査の委員派遣を行い、これらの災害につきまづ調査をいたし、これに基き十数回にわたり委員会並びに農林災害対策に関する小委員会を開き、これが対策を考究いたしますとともに、政府に対しまして万遺憾なき対策を講ずるよう要請して来たところでありまして、従いまして、政府といたしましてはこれらの趣旨をも体し、災害対策の最も重要な一環として、被害農林業者に対し今後その経営を維持するに必要な資金を低利で円滑に融通いたし、もつて被害農林業者の経営の安定をはかる目的をもつて本法案を提出したのであります。

次に、本法案の要旨を御説明いたします。一、本年の台風及び冷害により平年作に比し三割以上の農作物の減収をこうむり、かつその損失額が平年の農業総収入額の二割以上、または林産物の損失については林業総収入の二割以上に當る農林業者に対し経営資金を融通することとし、その貸付限度は、内地七万円、北海道は十五万円を最高といたし、牛馬の所有農家はこれにさ

らに三万円を加算いたします。償還期限は原則として二年以内、その他政令で定めるものは五年以内、利率は年六分五厘以内、その他政令で定めるものについては年五分五厘以内といたします。二、利子につきましては、地方公共団体は年五分ないし六分の補給をした場合は国がその半額を補助いたし、また損失補償についても、地方公共団体が融資総額の四割までの補償をした場合には国が二分の一を補助することといたしております。三、融資総額は八十五億円といたしております。四、昨年の水害、風水害または冷害による被害農林業者で本年重ねて被害を受けた者の貸付を受けている経営資金の本年度償還分については、その償還の猶予にかえて、従来と同一条件で借りかえを認めることといたしてあります。

以上本法案の要旨を申し上げたのであります。本法案は去る十一月三十日付託となり、翌十二月一日羽田農林政務次官より提案理由の説明を聴取の上審議に移し、各委員より御発言があり、慎重に検討いたしました。一昨日をもつて質疑を終了、ついで吉川四日をもつて質疑を終了、ついで吉川より大要のごとき内容の修正案を提出いたしました。すなわち、一、経営資金には土地改良区の賦課金の納入のために必要な資金を含むこと、二、開拓者に対する経営資金の融通については利率を年三分五厘とすること、三、昨昭和二十八年の水害、風水害及び冷害に関する特別措置法により利率年三分五厘で資金の融通を受けた者が本年の台風及び冷害により平年の総収入額の百分の五十以上に達する被害をこうむつた場合には、融資利率を年三分五厘とすること、四、融資総額を百億円とすること、であります。ついで、社会党委員から、この修正案について提案者たる私並びに政府側に対し質疑がなされたのであります。詳細は会議録に譲りたいと存じます。

続いて討論を省略、採決に入り、まず吉川提出の修正案について採決の結果、全員一致、但し自由党欠席、をもつて可決、次いで修正部分を除く原案について採決の結果、これまた全員一致をもつて可決、よつて本法案は修正案のごとき修正議決すべきものと決しました。

続いて、吉川より次のごとき附帯決議を付したいとの提案があり、採決の結果、同様全員一致をもつて可決いたしました。

附帯決議を明瞭いたします。

昭和二十九年十二月六日 衆議院會議録第六号 昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案外一件

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法による資金融通の結果、系統金融機関の本来の資金に不足を来すことのないよう農林債券の資金運用部資金による引受枠の増大等適切な措置を講ずるとともに、特に信連、単協に資金繰りのしわよせを行うことのないよう厳に留意すること。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤康次郎君) これより日程第一の採決に入ります。

まず、本案の委員会報告にかかる修正部分につき採決いたします。本案の委員会報告にかかる修正部分に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて本案の委員会報告にかかる修正部分は可決されました。

次に、ただいま修正議決された部分を除いたその他の原案につき採決いたします。修正部分を除いたその他は原案の通り決するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて修正部分を除いたその他は原案の通り決しました。

次に、日程第二につき採決いたします。本案の委員長報告は否決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔少数々々〕と呼び、その他発言する者多し。

○議長(堤康次郎君) 徹底をするために、もう一度正確に申し上げます。本案の委員長報告は否決であります。本案を委員長報告の通り否決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(堤康次郎君) 起立少数。よつて……。

〔否決だ〕と呼び、その他発言する者あり。

○議長(堤康次郎君) よつて本案は委員長報告の通り決しないことに決定いたしました。

ただいまの議長宣告に対し異議の申立てがありません。よつてこれより記名投票を行わねばなりません。これより記名投票に入りますが、ちよつとそのまゝお待ちください。

これより記名投票を行います。本案は……。

〔発言する者、離席する者多く、議場騒然〕

○議長(堤康次郎君) 宣告をし直します。これより記名投票を行います。本案は委員長報告の通り否決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕

○議長(堤康次郎君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。開鎖。

投票を計算いたします。
〔参事投票を計算〕

○議長(堤康次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長朗読〕

投票総数 二百九十九

可とする者 白票 二百四

〔拍手〕

否とする者 青票 九十五

〔拍手〕

○議長(堤康次郎君) 右の結果、本案は委員長報告の通り否決されました。

本案は委員長報告の通り否決するを可とする議員の氏名

相川 勝六君	遠澤 寛君	田口長治郎君	田子 一民君
青木 正君	青柳 一郎君	田嶋 好文君	田中伊三次君
秋山 利泰君	淺香 忠雄君	田中 萬壽君	田海 光一君
麻生太賀吉君	足立 篤郎君	高橋圓三郎君	高橋 等君
天野 公義君	伊藤 輝一君	竹尾 式君	武田信之助君
飯塚 定輔君	生田 宏一君	玉置 信一君	津張 國利君
池田 清君	今村 忠助君	塚田十一郎君	辻 寛一君
岩川 與助君	植木庚子郎君	土倉 宗明君	坪川 恒三君
内田 信也君	江藤 夏雄君	徳安 賢藏君	若米地英俊君
小川 平二君	尾関 義一君	富田 健治君	中井 一夫君
大上 司君	大橋 武夫君	中川源一郎君	中村 清君
大平 正芳君	岡田 五郎君	中村 幸八君	中山 マサ君
岡野 清義君	岡村利右衛門君	仲川房次郎君	永田 良吉君
押谷 富三君	加藤 精三君	薩尾 弘吉君	豆堀源三郎君
加藤 宗平君	加藤 謙五郎君	丹羽初四郎君	西村 直己君
金光 庸夫君	河原田隆吉君	西村 久之君	羽田武嗣郎君
菅家 喜六君	熊谷 憲一君	葉梨新五郎君	橋本 龍伍君
黒金 泰典君	小金 義昭君	長谷川 峻君	濱田 幸雄君
小平 久雄君	小林 鎔君	林 譲治君	林 恒雄君
小林 朝治君	小峯 柳多君	原田 憲君	平井 義一君
佐々木盛雄君	佐藤 榮作君	平野 三郎君	福田 篤泰君
佐藤善一郎君	佐藤 親弘君	福田 一君	福田 喜東君
佐藤洋之助君	坂田 英一君	船田 中君	降旗 徳弥君
坂田 道太君	迫水 久常君	本多 市郎君	前尾紫三郎君
助川 良平君	鈴木 善幸君	前田 正男君	牧野 寛策君
鈴木 正文君	瀬戸山三男君	益谷 秀次君	松岡 俊三君
関内 正一君	関谷 勝利君	松永 佛骨君	松野 恒三君
		松山 義雄君	三池 信君
		三浦寅之助君	三和 精一君

村上 勇君	持永 義夫君	八木 一郎君	安井 大吉君	保岡 武久君	山崎 岩男君	山崎 巖君	山中 貞則君	山本 友一君	吉田 重延君	吉武 惠市君	渡邊 良夫君	赤澤 正道君	赤城 宗憲君	有田 喜一君	伊東 岩男君	池田 清志君	石橋 湛山君	稲葉 修君	宇都宮徳馬君	大村 清一君	岡田 勢一君	阿本 忠雄君	加藤 高藏君	神戶 眞君	川崎 秀二君	木村 文男君	喜多壯一郎君	菊池 義郎君	岸 恒介君	吉川 久衛君	楠美 省吾君	栗田 英男君	小島 徹三君	河野 金昇君	佐藤 芳男君	齋藤 窓三君	笹本 一雄君	志賀健次郎君	椎熊 三郎君	重光 葵君	島村 一郎君	首藤 新八君	須磨彌吉郎君	鈴木 仙八君	田中 好君	田中 彰治君	田中 龍夫君	田中 久雄君	高瀬 傳君	高橋 禎一君	竹山祐太郎君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

武知 勇配君	館林三喜男君	千葉 三郎君	辻 政信君	中川 俊思君	中嶋 太郎君	中曾根康弘君	中村 梅吉君	中村三之丞君	並木 芳雄君	前條 徳男君	根本龍太郎君	花村 四郎君	濱地 文平君	福田 起夫君	藤枝 泉介君	古屋 菊男君	坊 秀男君	本名 武君	松田竹千代君	松永 東君	松村 謙三君	三浦 一雄君	三木 武吉君	粟山 博君	山口 好一君	山手 満男君	山本 正一君	吉田 安君	早稲田豊右門君	小山倉之助君	中島 茂喜君	町村 金五君	山下 春江君	阿部 五郎君	青野 武一君	赤路 友蔵君	足鹿 覺君	飛島田一雄君	淡谷 悠蔵君	井谷 正吉君	伊藤 好道君	石村 英雄君	石山 權作君	小川 豊明君	加賀田 進君	片島 港君	勝岡田清一君	上林與市郎君	神近 市子君	木原津與志君	北山 愛郎君	久保田鶴松君	佐々木更三君	齋木 重一君	志村 茂治君
--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

柴田 義男君	島上善五郎君	下川保太郎君	田中 稔男君	高津 正道君	滝井 義高君	新 兼次郎君	辻原 弘市君	中村 英男君	成田 知巳君	西村 力弥君	野原 覺君	芳賀 實君	長谷川 保君	原 茂君	古屋 貞雄君	細道 肇光君	正木 清君	松原喜之次君	三鍋 義三君	八百板 正君	安平 鹿一君	柳田 秀一君	山口丈太郎君	山田 長司君	山中日露史君	山本 幸一君	横路 節雄君	和田 博雄君	淺沼次郎君	井田 繁雄君	伊藤 誠一君	井堀 繁雄君	伊瀬幸太郎君	池田 誠治君	稻富 稜人君	受田 新吉君	大石ヨシエ君	大矢 省三君	加藤 勘十君	加藤 鏡造君	春日 一幸君	片山 哲君	川島 金次君	川俣 清吉君	河上丈太郎君	木下 郁君	小平 忠君	小林 進君	河野 密君	佐竹 新市君	佐竹 晴記君	杉村神治郎君	杉山元治郎君	竹谷源太郎君	土井 直作君	中井徳次郎君	中居英太郎君	中崎 敏君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

中澤 茂一君 中村 高一君
中村 時雄君 西尾 末廣君
日野 吉夫君 平岡忠次郎君
細野三千雄君 前田榮之助君
松井 政吉君 三宅 正一君
水谷長三郎君 門司 亮君
山下 榮三君 吉田 賢一君
小林 信一君

第三 昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律
(案大西和夫君外八十八名提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第三、昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事小平久雄君。

昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、政令で指定する地域内に事業所を有し、かつ、昭和二十九年八月及び九月における風水害によつて損失を受けた中小企業者に対し、その事業の再建に必要な資金(以下「再建資金」という。)の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。)の規定の特例を定めるものとする。

(保険金額及び保険金)

第二条 再建資金の貸付(相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二条第一項第一号の契約に基く給付並びに奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)第十条第一号の規定に基く奄美群島の復興に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百六号)第二十条第一項の規定及び相互銀行法附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法附則第二項による改正前の無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第一条の無尽による給付(以下「給付」と総称する。)を含む。)であつて昭和三十年三月三十一日までに行われたものに係る法第三条第一項の保険関係においては、法第三

昭和二十九年十二月六日 衆議院會議録第六号 昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案

昭和二十九年十二月六日 衆議院會議第六号 自衛隊法の一部を改正する法律案

条第二項及び法第六条の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に百分の九十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をするときまでに回収した額を控除した残額に、百分の九十を乗じて得た額とする。

2 再建資金の借入（手形の割引又は給付を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証であつて昭和三十年三月三十一日までに行われたものに係る法第九条の第二項の保険関係においては、同条同項及び法第九条の四の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に、普通保証保険にあつては百分の七十、小口保証保険にあつては百分の九十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、指定法人が中小企業者に代つて弁済（手形の割引の場合は支払、給付の場合は払込。以下同じ。）をした借入金（手形の割引の場合は手形債務、給付の場合は掛金。以下同じ。）の額から指定法人がその支払の請求をするときまでに中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることが

できなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ。）を行使して取得した額（指定法）か借入金のほか利息についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金の額の総弁済額（給付の場合は、給付額）に対する割合を乗じて得た額を控除した残額に、普通保証保険にあつては百分の七十、小口保証保険にあつては百分の九十を乗じて得た額とする。

3 再建資金の借入につきしたこととなる債務の保証であつて昭和三十年三月三十一日までに行われたものに係る法第九条の六第一項の保険関係においては、法第九条の六第二項及び法第九条の七第一項において準用する法第九条の四の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、金融機関が中小企業者に代つて弁済をした借入金の額から金融機関がその支払の請求をするときまでに中小企業者に対する求償権を行使して取得した額を控除した残額に、百分の七十

を乗じて得た額とする。

（保険料）

第三条 保険料の額は、法第五条（法第九条の五第一項及び法第九条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、

2 地方公共団体は、前項の保険料の額の二分の一以上の額を金融機関又は指定法人に補給するものとする。

（中小企業信用保険特別会計の損失のてん補）

第四条 政府は、この法律の規定により支払った保険金の額が、この法律の規定により徴収した保険料及び回収金の額をこえる額に相当する金額を、毎会計年度、一般会計から中小企業信用保険特別会計に繰り入れるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案（大西順夫君外八十八名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔小平久雄君登壇〕

○小平久雄君 ただいま議題となりました昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本年八月及び九月におきましてわが国を襲いました十五号を初めとする台風は、中小企業者にとりまして少なからぬ損害を与えたのでありますが、このうち商工業関係におきましては約百二十億円の巨額にのぼつております。中小企業信用保険制度は中小企業に対する融資の促進を目的として強力な役割を果しているものでありますが、今次風水害に對しましては本法の例外措置を活用して行かなければならないと存するものであります。

次に、この法案の概要を御説明申し上げます。すなわち、被害中小企業者がその再建資金につきまして金融機関から融資を受けた場合あるいは信用保証協会の保証を受けた場合におきまして、金融機関または保証協会がその貸付金を付保した場合、保険金の保険価額に對する割合を一般の中小企業信用保険の場合に比して一〇%引上げるとともに、保険料率の三分の一を引下げ

案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員理事平井義一君。

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「第四管区隊」第四管区隊を「第四管区隊」を「第五管区隊」に改める。

管区隊 第四管区隊 福岡県筑紫郡春日町

管区隊 第五管区隊 北海道河川部川西村

管区隊 第六管区隊 福岡県筑紫郡春日町

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日から昭和二十九年十二月十九日までの間は、改正後の自衛隊法別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」とあるのは、「福岡県筑紫郡春日町」と読み替へるものとする。

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十九年十二月六日 衆議院会議録第六号

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案外一件

〔平井義一君登壇〕

○平井義一君 ただいま議題となりました自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、前国会において増員を認められた陸上自衛官二万人をもととして、北海道及び東北地方における防衛警備力の充実強化をはかるため、去る八月政令をもつて二管区隊を増置したのでありますが、右は国会閉会中の措置であり、次の国会で自衛隊法を改正する措置をとらなければならない規定

になつておりますので、本法案は、これら二管区隊の増置に伴い、同法中の別表について管区隊の名称及び所在地等を改正しようとするものであります。

本案は十二月三十日本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を行い、十二月六日討論に入りましたところ、日本社会党を代表して下川委員及び日本社会党を代表して鈴木委員よりそれ／＼反対の意見、自由党を代表して平井委員及び日本民主党を代表して高瀬委員よりそれ／＼賛成の意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事佐藤親弘君。

る法律案(鈴木幹雄君外四名提出)

出)

地方交付税法の一部を改正する法律案(西村力弥君外七名提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、鈴木幹雄君外四名提出、昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案、西村力弥君外七名提出、地方交付税法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事佐藤親弘君。

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事佐藤親弘君。

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

第一条 昭和二十九年七月の大雨若しくは同年八月及び九月の台風による災害又は同年八月の冷害(以下単に「風水害等」という。)を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、昭和二十九年法律第九号、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五十五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの風水害等のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特

二二九

昭和二十九年十二月六日 衆議院會議録第六号

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案外一件

一三〇

二 風水害等に係る災害救助対策、伝染病予防対策、苗しろ対策、病虫害駆除対策、農機具対策その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合 2 前項の風水害等を受けた地方公共団体は、政令で指定する。 (地方債の引受) 第二条 前条第一項の規定による地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けるものとする。 2 前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。 (起債許可についての協議) 第三条 自治庁長官は、第一案第一項の規定による地方債について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣及び郵政大臣と協議しなければならない。 (政令委任) 第四条 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。	附則 この法律は、公布の日から施行する。 昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(鈴木幹雄君外四名提出)に關する報告書 〔最終号の附録に掲載〕 地方交付税法の一部を改正する法律案 地方交付税法の一部を改正する法律案 法律 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。 第六条中「百分の二十二」を「百分の二十七」に改める。 附則 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の地方交付税についても適用する。 2 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。 附則第三項を次のように改める。	3 昭和二十九年度に限り、新法第六条中「百分の二十七」とあるのは「百分の二十二」と読み替へるものとする。 地方交付税法の一部を改正する法律案(西村力弥君外七名提出)に關する報告書 〔最終号の附録に掲載〕 〔佐藤親弘君登壇〕 ○佐藤親弘君 ただいま議題となりまして昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。 御承知のごとく、本年七月の豪雨並びに八月の台風九の惨事を惹起した第十五号台風を最後として八月及び九月の間に数回にわたつて本土を襲つた台風、さらに八月東北、北海道地区に発生した冷害は、各地に甚大な被害を与へ、その結果、これらの災害をこうむつた地方公共団体におきましては、地方税、使用料その他の徴収金の減免により財政収入の減少を來した上、土木、農林、厚生、文教等の公共施設及び被災復旧及び被災救助、防犯、凶災	対策その他緊急を要する災害対策のため多額の経費支出を余儀なくされたのであります。今日大多数の地方公共団体の財政はさなきだに窮乏その極に達し、赤字財政から立ち直ることすらも容易ならざる実情にあるのであります。かかる際この災害をこうむつた団体は、自力をもつてこれに対処し得ないことは当然であります。公共事業その他の災害復旧事業につきましては、今次の補正予算においてある程度の財源措置が考えられておるのであります。租税その他の徴収金の減免による地方団体の歳入欠陥や非適償事業である伝染病予防対策費その他の災害諸対策費に對しましては、本年度においては地方交付税中特別交付税の繰上りがきつめて減少である結果、このうち内ではとうてい十分な措置をとり得ないのであります。本法律案は、これらの分野における財源不足を補うため、昨年の災害について立法せられたと同様趣旨の法律の例にならつて、本年度においても地方財政法の特例として政府資金引受による地方債を起すことを認めようとするものであります。 本案は鈴木幹雄君外四名の提出にかかり、去る十二月四日本委員会に付託となり、本六日提案理由の説明を聴取	した後、ただちに審議に入りましてところ、討論に入るに先だち、北山愛郎委員より本案に対する修正案が提出せられ、趣旨弁明を聴取したのであります。その内容は、本案に「七月の大雨」とあります部分を削除し、かつこの地方債に對しては来年度以降元利補給を行ふ旨の規定を追加するといふ趣旨であります。 本修正案並びに原案を一括討論に付し、日本社会党の横路節雄委員から修正案賛成、原案反対の討論がありまして、まず修正案につき採決を行いましたところ、賛成少数をもつて否決、次いで原案につき採決の結果、賛成多数をもつて可決せられ、よつて本案は原案通り可決すべきものと決した次第であります。 次に、ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。 本案の趣旨は、警察制度の改正その他諸般の事由による地方公共団体の財政の困窮に對処するため、適正に地方交付税額を増額して、地方公共団体の歳入欠陥を補填し、その赤字を解決す
--	--	--	--	--

は、貸付金の貸付を受けた年度の

昭和二十九年十二月六日 衆議院會議第六号 昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付に関する特別措置法案 一三三

翌年度の初日から、保険料等減免額の百分の八十に相当する額以内の額を貸し付ける貸付金にあつては十五年（当該翌年度の初日から五年間の経過期間を含む。）以上、

保険料等徴収額予額の百分の八十に相当する額以内の額を貸し付ける貸付金にあつては三年（当該翌年度の初日から一年間の経過期間を含む。）以内とし、

元利均等年賦の方法により、政令の定めるところにより償還するものとする。

2 貸付金の経過期間は、保険料等減免額の百分の八十に相当する額以内の額を貸し付ける貸付金にあつては、貸付を受けた年度における貸付の期間及び当該年度の翌年度の初日から五年間とし、

等徴収額予額の百分の八十に相当する額以内の額を貸し付ける貸付金にあつては、貸付を受けた年度における貸付の期間及び当該年度の翌年度の初日から一年間とし、

経過期間中は、無利子とする。

（年賦金の支払猶予）

第五条 国は、災害その他特別の事由により年賦金の支払が著しく困難となつた保険者に対し、その年

賦金の支払を猶予することができる。

（貸付金の一時償還）

第六条 国は、貸付金の貸付を受けた保険者が、次の各号の一に該当する場合に、

第四号第一項の規定にかかわらず、当該保険者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を命ずることができる。

一 この法律に基く貸付金の貸付の申請書に虚偽の記載があつたとき。

二 第七条の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

三 年賦金の支払を著しく怠つたとき。

四 事業の内容が著しく低下し、又は事業を休止し、若しくは廃止したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて契約の条項に違反したとき。

（報告及び検査）

第七条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付を受けた保険者に対して報告をさせ、又はその職員をして、保険者の事

務所に立ち入り、貸付金の使途及び償還その他必要な事項につき、実地の検査をさせることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（適用除外）

第八条 この法律による貸付金については、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第二十六条第二項及び第三十七条ノ六第二項の規定は、適用しない。

（厚生大臣の権限の委任）

第九条 この法律の施行に関し、厚生大臣の権限に属する事務で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

（政令への委任）

第十条 この法律に規定するものを除くほか、貸付金の貸付に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付に関する特別措置法案（青柳一郎君外六十八名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔中川源一郎君登壇〕

○中川源一郎君 たたいま議題となりました昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付に関する特別措置法案の提案理由について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本年八月から九月にかけて九州、四国、中国並びに北海道に襲来いたしました台風十三号、十五号、また七月全

国各地に発生いたしました大雨、さ

らに八月には北海道における異常の低温等、相次ぐ天災のため人畜並びに農作物に甚大の被害を及ぼしたのであります。

また、これらの被害はただちに国民健康保険事業の運営上多大なる支障をもたらしておるのであります。

すなわち、これら被害地域におきましては国民健康保険の保険料並びに一部負

担金の徴収がなはだ困難となりまして、その減免または徴収を猶予せざるを得ない実情にあるのであります。

収入の大宗である保険料及び一部負担金の減収は直接国民健康保険の保険財政に重大な影響を及ぼし、このままに放置せんか、あるいは本事業の停廃に至るべきおそれあるものとして深く憂慮されておる次第であります。

かかる被害地域における国民健康保険の保険者に対し貸付金の貸付を行い、もつて本事業の危機を回避し、その再建、確立をはからうとするのが本法律案の提案理由であります。

次に、本法律案のおもなる点について申し上げます。第一は、被害地域に行われる国民健康保険事業に対し、保険料及び一部負担金の減免額の八割を貸し付けること、その徴収を猶予した額についても八割相当額を貸し付けることであります。

第二は、貸付の要件といたしまして、保険料減免額及び徴収額が前年度額の一割以上でありかつ二十万四千円以上であることを必要とし、また冷害以外の被害地域については災害救助法適用地であることを必要としております。

第三は貸付期限であります。保険料及び一部負担金の減免額に関する貸付金について

は、五年のすえ置き期間を含んで十五年以内、徴収猶予に関する貸付金につきましてはすえ置き期間一年を含んで三年以内とし、それより年利五分五厘の元利均等年賦の方法によつて償還することとしたのであります。

本法草案は、青柳一郎君外六十八名の共同提案にかゝるものでありまして、本月四日本委員会に付託せられ、本日提案者青柳一郎君より提案理由の説明を聴取し、審議に入り、質疑の後、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。

○議長(堤康次郎君) 質疑の通告があります。これを許します。淡谷修蔵君。

〔淡谷修蔵君登壇〕

○淡谷修蔵君 たいだいま厚生委員会より御報告のございました昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付に関する特別措置法案につきまして、日本社会党を代表し質問いたします。

この昭和二十九年の災害に関する法案は、このほか農林委員会、地方行政

昭和二十九年十二月六日 衆議院会議録第六号 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

委員会、建設委員会等に提出されておりますが、農林委員会では先月先議いたしました場合、昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害地域に対する米俵の売渡の特例に関する法律案といふこの表題のもとに審議を進めました。しかるに、この法案は各派の議員が一致して提案したものであつたにもかかわらず、出て参りました法案は、原案と違ひまして、いつの間にか「七月の大雨」が入つておつたのであります。突如として入りましたこの「大雨」、大雨沛然と降り注ぐようなこのような原案について、委員会がいろいろ調べました結果、自由党、民主党の政團においてもこのような字句を原案に挿入した覚えがないという、まことに納得いたしかねる事態になつたのであります。従つて、各派がいろいろ相談いたしました結果、全員一致いたしました。この「七月の大雨」は削る。実際から申しまして、七月の大雨による被害は山口県の特定の場所に限つただけで、全国的にはほとんどございませ

ん。そういう趣旨から、委員会もまた本会も全会一致をもつて「七月の大雨」は削り去つたのであります。ことに、ただいまの御報告によりますと、厚生委員会ではやはり「七月の大雨」を入れてございませう。これは一体そのような事情を十分に御検討の上入れられたのか。もしそうであるとしたましますと、各派が一致して出しましたこの法律案をいつの間にかすりかえたといふ、まことに国会の権威を無視するやうな状態になつておりますが、私はこのようなことはございませうと思ひます。要するに、時局急忙の際うっかりしてこれは通してしまつたのだ、このように善意に解しまするが、その点いかがでございますか、御説明を願ひたいと思ひます。同時に、そのような私の推察が誤りございませんでしたら、このような大雨に対するその後の措置をどのようにおとりになるのか。災害に便乗するやうなことを、しかも法律案をすりかえてまでそのやうなことをするといふこの悪例を残さないために、何とぞ御答弁のほどをお願いいたします。

○議長(堤康次郎君) 提案者青柳一郎君。

〔青柳一郎君登壇〕

○青柳一郎君 本法は各党共同提案になるものでございますが、当厚生委員会におきましては、災害の実情につきましてはあまりよく存じておらない

のであります。お示しの点につきましては、この法律案施行運籌の際において十分考慮するようにいたさせたいと存じます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議員運籌委員長提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運籌委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭を許します。議院運籌委員理事田淵光一君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の四を第十一条の五とし、第十一条の三の次に次の一条を加える。

第十一条の四 衆議院が六月一日から六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間に解散されたときは、その解散の日に在職する衆議院の議長、副議長及び議員の秘書は、六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ在職したものとみなし、前二条の期末手当及び勤労手当を受ける。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年十二月六日 衆議院會議第六号 議員の報告

(田村光二君發言)

○田村光二君 たいだいま議院となりまして国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を簡単に説明いたします。

本案は議院運営委員会において立案したものでありまして、衆議院の議長、副議長及び議員の秘書に支給する期末手当及び勤続手当は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律によつて毎年六月及び十二月の十五日に在職する者に対し支給することとなつておりますから、その期日の直前に衆議院が解散されたような場合においては支給を受けることができないので、き

わめて短時日の差で所定の期日まで在職し支給を受けるものととの補償を失するきらいがあり、また任意の退職でもありませんから、その期日の属する月、すなわち六月及び十二月の一日から十四日までの間に解散されたときは、所定の期日まで在職したものとみなし、これを支給することとする必要があるものと認め、本案を提出した次第であります。なお、本案は本年十二月に支給する分から適用することとしたしました。

何とぞ御賛成をお願いいたします。(拍手)

○議長(橋本次郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

出席國務大臣

郵政大臣 塚田十一郎君

國務大臣 加藤銀五郎君

國務大臣 木村厚太郎君

出席府政委員

厚生政務次官 淺香 忠雄君

農林政務次官 羽田武副郎君

通商産業政務次官 加藤 宗平君

閣議を省略した報告

一、去る四日堤議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

厚生省社会局長 安田 巖

調達庁次長 山内 隆一

一、吉田内閣総理大臣から堤議長宛、去る四日議長において承認した安田巖外一名を同日政府委員に任命した

旨の通知を受領した。

一、昨五日召集に応じた議員は次の通りである。

北海道第三区選出 川村善八郎君

島取県選出 足鹿 登君

一、去る四日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。

外務委員会

理事 大橋 忠一君(理事今村忠助君去る四日理事辞任につきその補充)

理事 並木 芳雄君(理事並木芳雄君去る九月二十二日委員辞任につきその補充)

経済安定委員会

理事 迫水 久常君(理事根本龍太郎君去る一日委員辞任につきその補充)

理事 平野 三郎君(理事加藤宗平君去る四日理事辞任につきその補充)

決算委員会

理事 村瀬 宣親君(理事押谷富三君去る四日理事辞任につきその補充)

圖書館運営委員会

理事 青木 正君(理事武知勇記君去る一日委員辞任につきその補充)

一、去る四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

青木 正君 大矢 省三君

外務委員 岡田 勢一君

大蔵委員 山口六郎次君

厚生委員 安井 大吉君

農林委員 渡谷 修蔵君

水産委員 大西 正造君

運輸委員 吉川 肇光君

館 俊三君 田中幾三郎君

電気通信委員 岸 信介君

庄司 一郎君 伊瀬幸太郎君

労働委員 辻 文雄君

予算委員 中村 清君 原 健三郎君

宇都宮縣選出 古井 喜實君

足鹿 登君 武蔵運十郎君

關谷 勝利君 松山 義雄君

決算委員 松山 義雄君 池田正之輔君

大矢 省三君 黒田 海男君

中村 清君 小林 信一君

議員運営委員 遠藤 三郎君

圖書館運営委員

塚田十一郎君 岸 信介君

森 清君

一、去る四日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

地方行政委員

安井 大吉君 伊瀬幸太郎君

外務委員 池田正之輔君

大蔵委員 有田 二郎君

厚生委員 山口六郎次君 青木 正君

農林委員 武蔵運十郎君

水産委員 比 文雄君

運輸委員 遠藤 三郎君

岸 信介君 吉川 肇光君

黒田 海男君 森 清君

電気通信委員 大矢 省三君

労働委員 大西 正造君

予算委員 松山 義雄君 關谷 勝利君

加藤常太郎君 廣瀬 正雄君

三鍋 義三君 渡谷 修蔵君

原 健三郎君 中村 清君

決算委員 中村 清君 岡田 勢一君

吉田 賢二君 館 俊三君

松山 義雄君

議院運営委員 岡田 春夫君 懲罰委員 椎瀬 三郎君 國書館運営委員 庄司 一雄君 森 清君 岸 信介君	一、去る四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 公職選挙法改正に關する調査特別委員 竹谷源太郎君	行政監察特別委員 佐竹 新市君 一、去る四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 公職選挙法改正に關する調査特別委員 杉村神治郎君	行政監察特別委員 大矢 省三君 一、昨五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 公職選挙法改正に關する調査特別委員 青木 正君 尾関 義一君 高橋 英吉君 關島 正興君 原 進三郎君 松山 義雄君 杉村神治郎君 三輪 壽壯君	一、昨五日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。 昭和二十九年十二月六日 衆議院會議第六号 議長の報告
公職選挙法改正に關する調査特別委員 飯塚 定輔君 牧野 實徳君 加藤 精三君 山本 友一君 鈴木 善幸君 山中 貞則君 前田榮之助君 池田 晴治君	一、去る四日議員から提出した議案は次の通りである。 昭和二十九年における台風及び冷害により被害を受けた土地改良区の起債及び借入金の特例に關する法律案 (川俣清吾君外十四名提出) 地方交付税法の一部を改正する法律案 (西村力弥君外七名提出)	昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付に關する特別措置法案(青柳一郎君外六十八名提出) 昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に關する法律案(大西綱夫君外八十八名提出)	公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外一名提出) 一、去る四日委員会に付託された議案は次の通りである。 昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に關する法律案(鈴木幹雄君外四名提出、衆法第七号) 地方交付税法の一部を改正する法律案(西村力弥君外七名提出、衆法第一六号)	昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に關する法律案(大西綱夫君外八十八名提出)
害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に關する法律案(鈴木幹雄君外四名提出、衆法第七号) 地方交付税法の一部を改正する法律案(西村力弥君外七名提出、衆法第一六号)	以上二件 地方行政委員会 付託 外資に關する法律の一部を改正する法律案(柴田毅男君外百三十二名提出、衆法第一号) 昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に關する法律案(井上良二君外百三十二名提出、衆法第一三三号)	以上三件 大蔵委員会 付託 昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付に關する特別措置法案(青柳一郎君外六十八名提出、衆法第一七号)	厚生委員会 付託 昭和二十九年における台風及び冷害により被害を受けた土地改良区の起債及び借入金の特例に關する法律案(川俣清吾君外十四名提出、衆法第一五号) 農林委員会 付託 昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の	昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の
特例に關する法律案(大西綱夫君外八十八名提出、衆法第一八号) 通商産業委員会 付託 昭和二十九年七月の大雨並びに同年八月及び九月の台風による公共土木施設等についての災害の復旧等に關する特別措置法案(瀬戸山三男君外六十四名提出、衆法第二号)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(志村茂治君外五名提出、衆法第六号) 以上二件 建設委員会 付託 一、去る四日衆議院に送付した本院提出案は次の通りである。 昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に關する法律案	昭和二十九年産米費についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に關する法律案 租税特別措置法の一部を改正する法律案 一、去る四日第十九回国会において本院で継続審判をした次の本院提出案を衆議院に送付した。 国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に關する特例法案 一、去る四日衆議院に送付した内閣提出案は次の通りである。	昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に關する特別措置法案 昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に關する特別措置法案 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給付再保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に關する法律案 交付税及び課税配付金特別会計法の一部を改正する法律案 昭和二十九年度の地方交付税の總額等の特例に關する法律案 国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案	昭和二十九年一般会計予算補正(第一号) 昭和二十九年特別会計予算補正(特第二号) 昭和二十九年政府関係機関予算補正(機第一号)

昭和二十九年十二月六日 衆議院會議第六号 議長の報告

一、去る四日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
国会法の一部を改正する法律案(菅家喜六君外七名提出)
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(志村茂治君外五名提出)
昭和二十九年臨米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(内藤友明君外二十三名提出)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内藤友明君外二十四名提出)
公職選挙法の一部を改正する法律案(飯沼良作君外一名提出)
一、昨五日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
昭和二十九年七月の大雨並びに同年八月及び九月の台風による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案(瀬戸山三男君外六十四名提出)
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(鈴木幹雄君外四名提出)
外資に関する法律の一部を改正する法律案(桑田義男君外百三十一名提出)

昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案(井上良二君外百三十二名提出)
昭和二十九年における台風及び冷害により被害を受けた土地改良区の起債及び借入金の特例に関する法律案(川俣清吾君外十四名提出)
地方交付税法の一部を改正する法律案(西村力弥君外七名提出)
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付に関する特別措置法案(青柳一郎君外六十八名提出)
昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(大西頼夫君外八十八名提出)
選挙区制等調査委員会法案(飯沼良作君外三名提出)
一、今六日委員長から提出した議案は次の通りである。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院會議第二号中正誤	
頁 段 行 誤	正
三 四 〇 世界の	政界の
三 五 八 ふやせた	ふやさせた
三 一 七 がごと	がごと
三 二 四 地盤	地盤
四 一 二 そりいうふ	そりいうふ
四 一 二 な	うな
衆議院會議第四号中正誤	
頁 段 行 誤	正
三 五 五 寒冷地区	寒冷地区
三 五 五 について	について
三 一 六 明らか	明らか
三 二 二 及び	又は
三 二 九 運転手	運転手(その交代要員を含め二人以下本条中同じ)
三 五 乗船する者	乗船する者(運転手及び船員を除く)
三 一 〇 「前条」	「前条各号に掲げる者」
三 二 禁止	禁止に規定する者
三 五 「及び第四号」は削る	
三 五 「当該選挙の行われる区域につき一回」と「の下に同項第四号中「選挙区につき」とあるのは、都道府県知事の選挙については「衆議院議員の選挙区」とし、市長の選挙については「当該選挙の行われる区域につき」とを加える	
三 五 除く。	除く。

昭和三十一年第三種郵便物認可
三三三

定価 一部

十五円

発行所

東京新聞社(市谷本町五丁目)
大蔵省印刷局
電話九段四三〇五
電報掛九〇〇〇